

# 福岡県公報

平成24年7月20日  
第3413号

## 目次

### 告示(第1288号-第1299号)

- 災害救助法による救助の開始 (福祉総務課) …………… 1
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 1
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
  - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
  - 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
  - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 2
  - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 3
  - 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 3
  - 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 4
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
  - 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- ### 公 告
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) …………… 5
  - 意見募集の結果の公示 (道路建設課) …………… 6

- 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更 (漁業管理課) …………… 6
- クリーニング業法に基づく研修の指定 (保健衛生課) …………… 6
- クリーニング業法に基づく講習の指定 (保健衛生課) …………… 7

## 告 示

### 福岡県告示第1288号

平成24年7月3日からの大雨による災害に関し、同日から朝倉市の区域において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定による救助を開始したので、福岡県災害救助法施行細則(昭和40年福岡県規則第44号)第3条の規定により告示する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県告示第1289号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 (仮称) マックスパリュ八女店
  - (2) 所在地 福岡県八女市本村字荷稻545番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 福岡県告示第1290号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑前町東小田字古川原1515番1、1515番3及び1516番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社 ナフコ

代表取締役 深町 勝義

福岡県告示第1291号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桜原1丁目	糟屋郡宇美町桜原1丁目及び糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜原2丁目(b)	糟屋郡宇美町桜原2丁目、大字宇美及び糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から2までは省略し、その図面を宇美町役場及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桜原2丁目(b)	糟屋郡宇美町桜原2丁目、大字宇美及び糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を宇美町役場及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1293号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン大野城ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県大野城市錦町四丁目1番1号ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前

変更後

イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか38者	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか46者
--	--

**福岡県告示第1294号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成24年6月29日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン福岡東ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原6ほか

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか26者	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 ほか25者

**福岡県告示第1295号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成24年6月29日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン大野城ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県大野城市錦町四丁目1番1号ほか

## 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
建物北側No.1	183台	建物北側No.1	183台
建物北側No.2	59台	建物北側No.2	59台
		建物南側No.3	48台
合計	242台	合計	290台

## (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	容積	位置	容積
建物西側No.1	60.0㎡	建物西側No.1	60.0㎡
建物内西側No.2	24.0㎡	建物西側No.2	24.0㎡
建物内西側No.3	9.0㎡	建物内西側No.3	15.3㎡
建物内西側No.4	3.6㎡	建物内西側No.4	3.0㎡
建物内西側No.5	63.0㎡	建物内西側No.5	58.8㎡
合計	159.6㎡	合計	161.1㎡

## 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前9時 (年間20日は午前8時)	午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前7時30分から午前0時30分	午前6時30分から午前0時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時から午後9時	午前6時から午後10時

#### 福岡県告示第1296号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年6月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 イオン福岡東ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原6ほか

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	変更後

位置	容積	位置	容積
建物内西側No.1	34.3㎡	建物内西側No.1	34.3㎡
建物内西側No.2	27.2㎡	建物内西側No.2	27.2㎡
建物内西側No.3	8.0㎡	建物内西側No.3	8.0㎡
建物敷地南側No.4	2.8㎡	建物内西側No.4	2.8㎡
建物敷地南側No.5	16.8㎡	建物東側No.5	16.8㎡
合計	89.1㎡	合計	89.1㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前	変更後
午前9時 (年間20日は午前8時)	午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時20分から午前0時30分 (年間20日は午前7時30分から午前0時30分)	午前6時30分から午前0時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時30分から午後8時	午前6時から午後10時

#### 福岡県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚線	前	嘉麻市上山田1173番1先から 嘉麻市上山田1173番18先まで	15.0 ～ 15.4	12.0
			後	嘉麻市上山田1173番1先から 嘉麻市上山田1173番18先まで	13.2 ～ 13.4	11.4

**福岡県告示第1298号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	直方線	前	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字中津熊309番13先まで	8.1 ～ 40.7	1,150.2
			前	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字吉国499番1先まで	14.5 ～ 50.0	513.0
			後	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字中津熊309番13先まで	8.1 ～ 40.7	1,150.2
			後	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字吉国499番1先まで	14.5 ～ 50.0	513.0

**福岡県告示第1299号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年7月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	直方線	行橋市大字延永969番1先から 行橋市大字吉国724番1先まで

**公 告****公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

**1 処分を受けた事業者****(1) 名称**

株式会社勝隆興業

**(2) 所在地**

福岡県糸島市神在1061番地の1

**(3) 代表者**

代表取締役 上野 幸雄

**2 行政処分の内容**

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成24年7月4日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロ及びハに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至り法第14条の3の2第1項第2号に該当するため

公告

県道に係る道路の構造の技術的基準等について、平成24年5月22日から平成24年6月21日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでした。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

県土整備部道路建設課企画調査係

電話：092-643-3660

メールアドレス：doken@pref.fukuoka.lg.jp

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成24年7月1日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成24年1月20日福岡県公報第3352号公告）の一部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

2の表を次のように改める。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成24年1月～12月	若干

まいわし	平成24年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成24年7月～平成25年6月	若干
するめいか	平成24年1月～12月	若干

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成24年10月21日	久留米市民会館	久留米市城南町16番地1
平成24年10月28日	福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地41
平成24年11月4日	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号
平成24年11月9日	生活衛生食品会館	福岡市博多区千代一丁目2番4号

4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）

洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（0.5時間）

洗濯物の処理 1時間（1時間）

繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

研修受講料 5,000円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

平成24年7月20日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者の名称及び所在地

財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人福岡県生活衛生営業指導センター  
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成24年11月11日	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号
平成24年11月16日	生活衛生食品会館	福岡市博多区千代一丁目2番4号

4 講習の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）  
洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（0.5時間）  
洗濯物の処理 1時間（1時間）  
繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

講習受講料 4,500円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。